

② 講習実施状況

	17年度		18年度		19年度		20年度	
	実施日数	受講者	実施日数	受講者	実施日数	受講者	実施日数	受講者
はい作業主任者技能講習	2	41	2	49	2	45	2	36
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	3	49	3	81	3	71	3	79
船内荷役作業主任者技能講習	3	32	3	28	3	36	3	39
WINDOWS基礎講座	0	0	0	0	2	9	2	5
EXCEL基礎講座	3	13	3	15	3	36	3	52
POWER POINT講座	0	0	0	0	3	10	3	8
計	11	135	11	173	16	207	16	219

資料出所:(財)港湾労働安定協会調べ

5. その他

(1)世界の主要港湾の状況

①コンテナ貨物取扱量(世界・日本上位10港)(2007年(平成19年)) (万TEU)

順位	港湾名	国名	取扱量
1	シンガポール	シンガポール	2,793
2	上海	中国	2,615
3	香港	中国	2,400
4	深セン	中国	2,110
5	釜山	韓国	1,327
6	ロッテルダム	オランダ	1,079
7	ドバイ	UAE	1,065
8	高雄	台湾	1,025
9	ハンブルグ	ドイツ	990
10	青島	中国	946
24	東京	日本	412
28	横浜	日本	343
35	名古屋	日本	290
44	神戸	日本	247
46	大阪	日本	231
111	博多	日本	83
129	北九州	日本	62
165	清水	日本	43
168	那覇	日本	42
250	苫小牧	日本	18

(資料出所: Containerization International Year Book 2007)

貨物取扱量 : 出貨と入貨(輸移出入)を合計した数字

(2) 日本の主要港湾の状況

①船舶積卸量・沿岸運送量・はしけ運送量・いかだ運送量(全国・六大港・地方港)

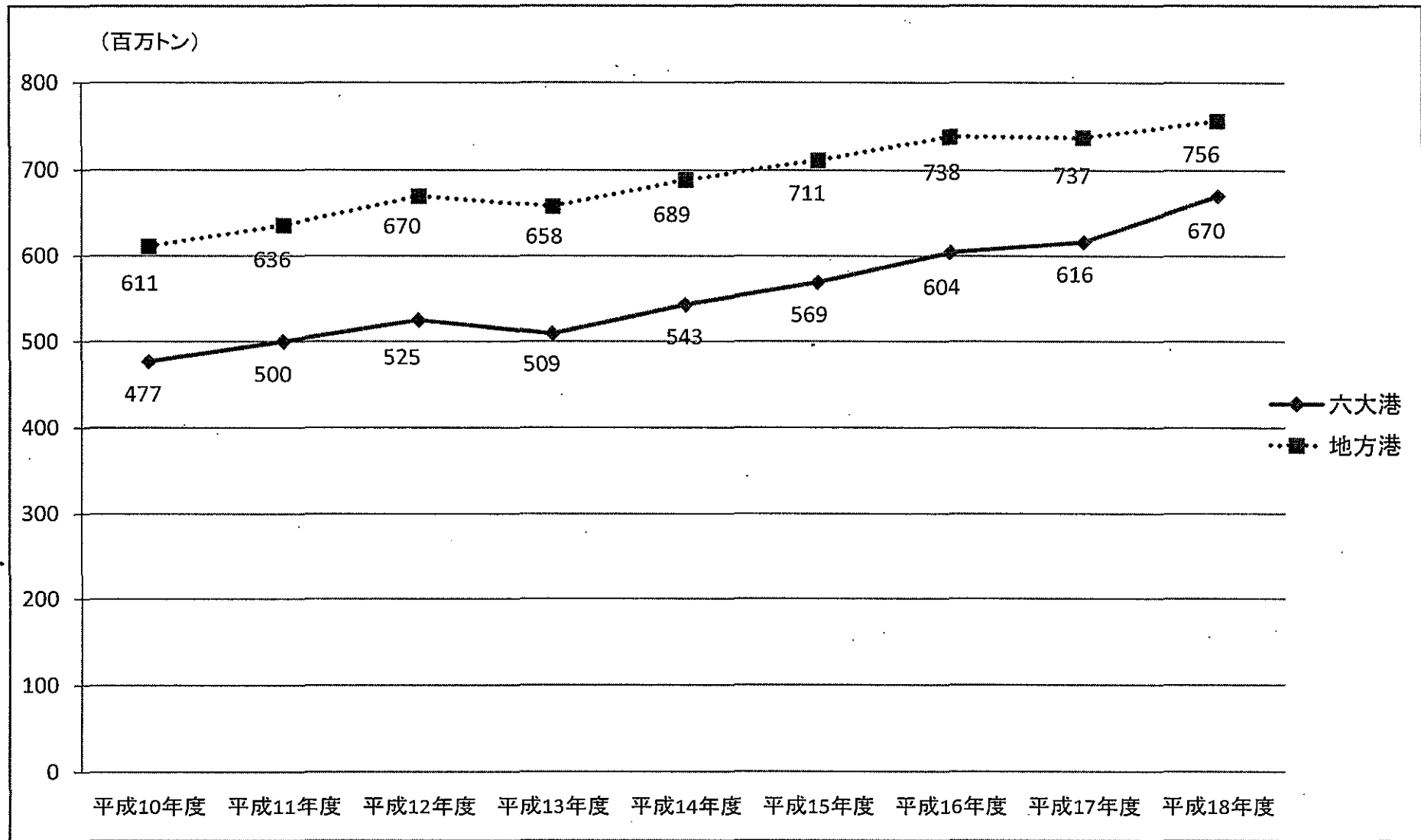
(平成18年度)

(千トン)

	船舶積卸量	沿岸運送量	はしけ運送量	いかだ運送量
東京	134,336	56,617	1,421	340
横浜	147,705	103,001	3,378	0
名古屋	149,198	98,863	163	258
大阪	86,248	52,369	2,634	23
神戸	85,625	87,760	852	0
関門	67,020	40,763	157	0
六大港計	670,132 (47.0%)	439,373	8,605	621
地方港計	755,608 (53.0%)	517,874	4,498	920
全国計	1,425,741 (100.0%)	957,247	13,103	1,540

資料出所:(社)日本港運協会「港運要覧」

②船舶積卸量の推移(六大港・地方港)



資料出所:(社)日本港運協会「港運要覧」

③港湾常用労働者数(全国・六大港・地方港)

(平成18年度月間平均)

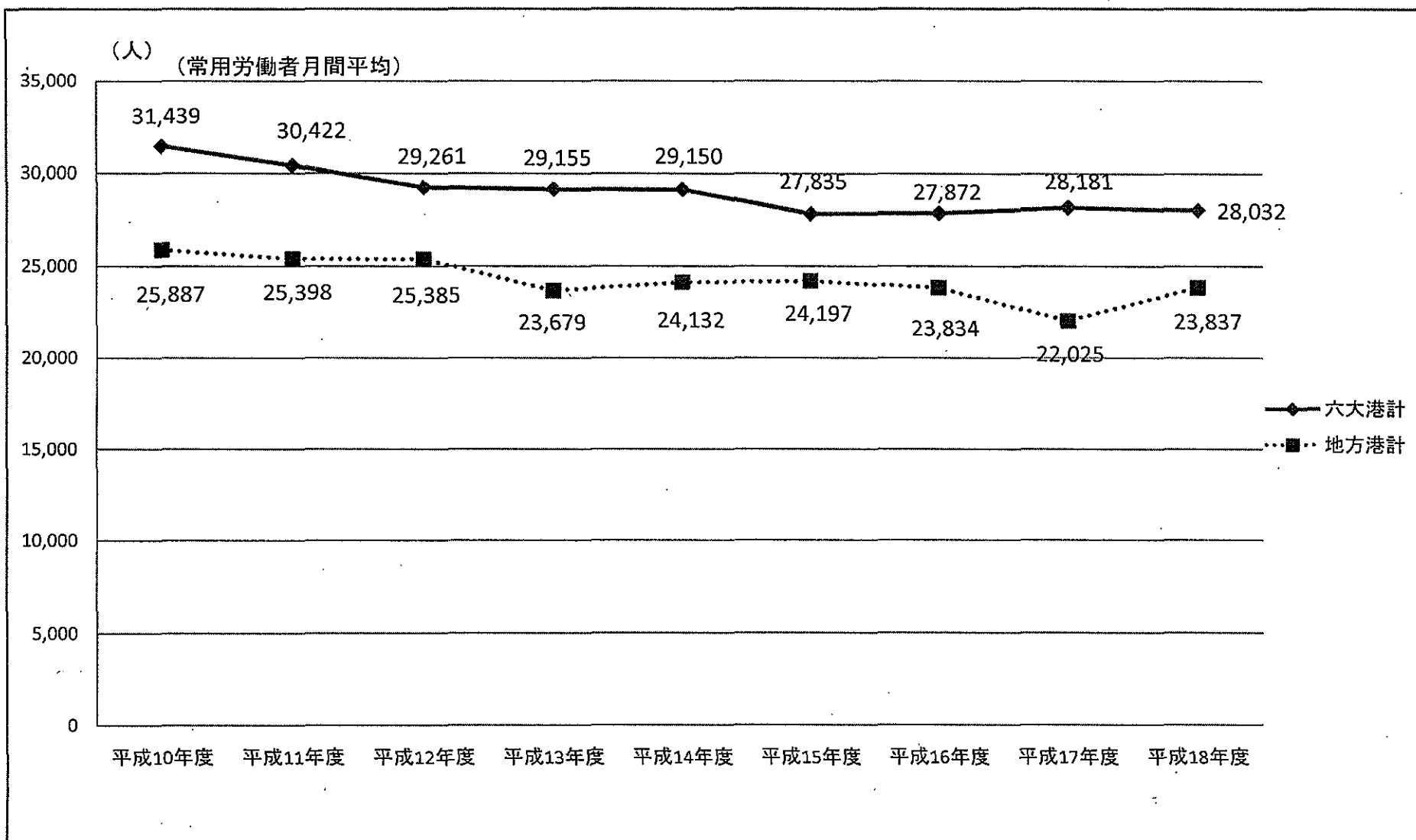
(人)

	現場職員	港湾荷役労働者	はしけ労働者	いかだ労働者	合計
東京	809	3,195	46	20	4,070
横浜	1,104	4,740	166	-	6,010
名古屋	612	3,748	44	47	4,451
大阪	817	4,613	100	3	5,533
神戸	900	3,844	103	-	4,847
関門	268	2,826	21	6	3,121
六大港計	4,510	22,966	480	76	28,032 (54.0%)
地方港計	2,536	20,592	251	458	23,837 (46.0%)
全国計	7,046	43,558	731	534	51,869 (100.0%)

資料出所:(社)日本港運協会「港運要覧」

- (注) 1. 常用労働者数月間平均=(年度末在籍人員の合計数/12月)
 2. 現場職員とは、作業全般の企画に関する事務及び貨物の受取り又は引渡しに関する事務に従事する労働者をいう。
 3. 端数処理のため一部合計値が一致しない箇所がある。

④ 港湾常用労働者数の推移(六大港・地方港)



資料出所:(社)日本港運協会「港運要覧」

港別船舶積卸量(取扱量順)

(平成18年度)

(千トン)

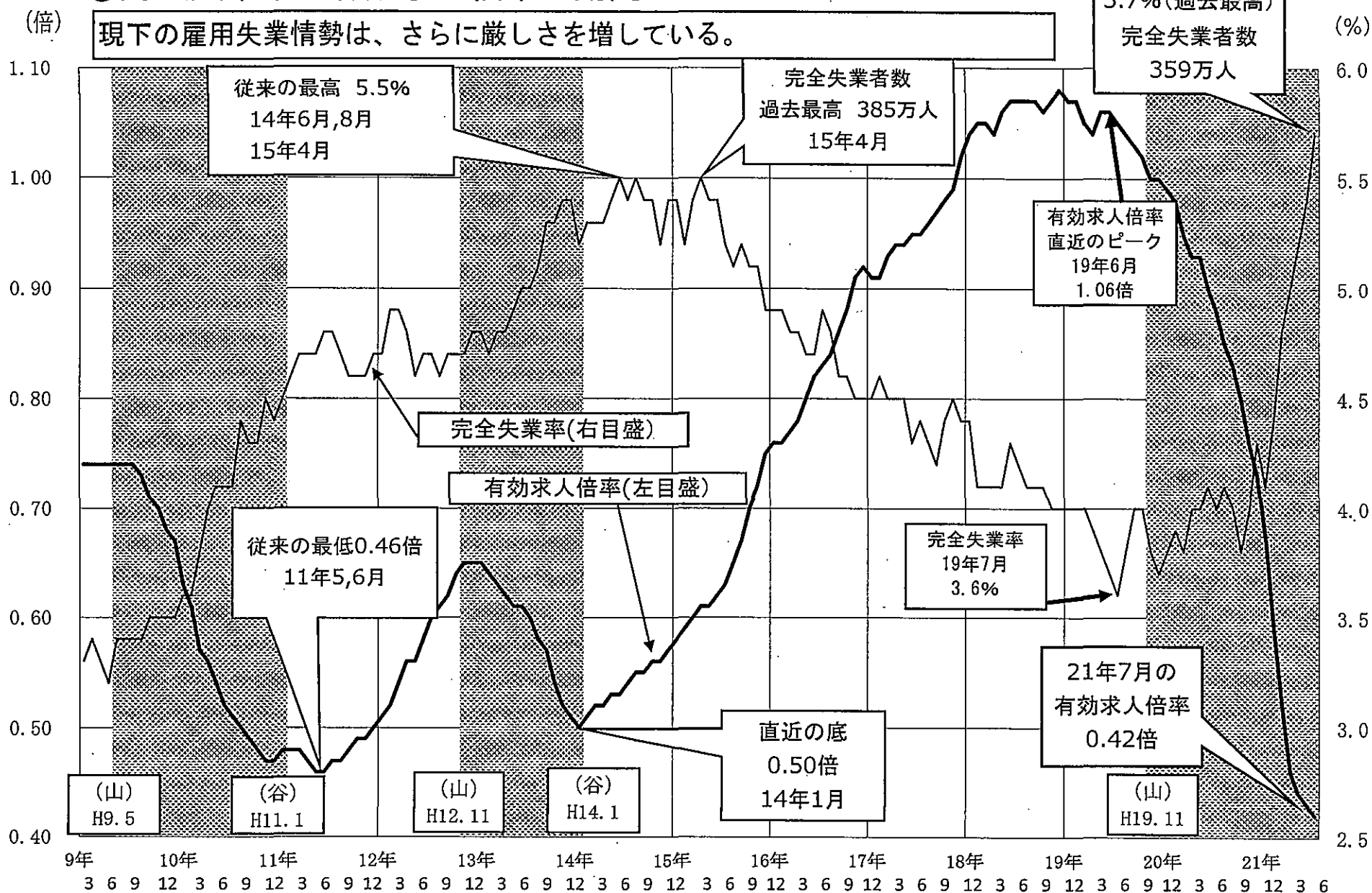
順位	港湾名	取扱量	順位	港湾名	取扱量	順位	港湾名	取扱量
1	名古屋	149,198	33	新潟	9,356	65	小野田	1,031
2	川崎+横浜	147,705	34	八戸	9,302	66	尾道糸崎	974
3	東京	134,336	35	横須賀	7,998	67	佐伯	928
4	大阪	86,248	36	津久見	7,475	68	小樽	923
5	神戸	85,625	37	三田尻中関	7,401	69	大船渡	919
6	関門	67,020	38	伏木富山	7,240	70	宮津	915
7	水島	57,159	39	敦賀	6,321	71	名瀬	775
8	千葉	49,092	40	新居浜	6,039	72	三池	763
9	苫小牧	41,441	41	石巻	4,374	73	長崎	733
10	福山	38,799	42	秋田船川	4,367	74	阪南	652
11	木更津	38,656	43	岩国	3,882	75	油津	647
12	大分	38,140	44	鹿児島	3,611	76	宇野	631
13	鹿島	35,811	45	七尾	3,345	77	佐世保	596
14	東播磨	29,573	46	尼崎西宮芦屋	3,338	78	青森	570
15	博多	27,505	47	日立	3,134	79	宮古	508
16	三河	26,795	48	細島	3,079	80	岡山	332
17	清水	21,625	49	舞鶴	2,823	81	留萌	317
18	釧路	20,739	50	田子の浦	2,717	82	函館	267
19	徳山下松	18,943	51	高知	2,555	83	久慈	244
20	衣浦	18,843	52	酒田	2,517	84	唐津	209
21	和歌山下津	17,715	53	松山	2,482	85	水俣	209
22	苅田	16,999	54	境	2,237	86	三角	89
23	呉	16,471	55	高松	2,139	87	運天	34
24	四日市	15,379	56	八代	2,048	88	稚内	33
25	宇部	14,358	57	伊万里	1,966	89	笠岡	28
26	広島	12,421	58	徳山小松島	1,706	90	臼浦	20
27	姫路	11,687	59	金沢	1,690	91	郡中	6
28	仙台塩釜	11,466	60	釜石	1,648	92	大牟田	2
29	那覇	10,924	61	今治	1,360	93	両津	1
30	坂出	10,782	62	直江津	1,251	94	大湊	0
31	小名浜	9,665	63	石垣	1,201	94	相浦	0
32	室蘭	9,465	64	平良	1,195			

(注) 百トン以下の取扱量は切り捨てにより計上している。

資料出所:(社)日本港運協会「港運要覧」

(3) 最近の雇用状況と雇用対策

① 完全失業率と有効求人倍率の動向



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

※シャドー部分は景気後退期

②雇用調整助成金の状況

平成21年7月

雇用調整助成金等に係る休業等実施計画受理状況【速報値】

	大企業		中小企業		合 計	
	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数
1 北海道	33	3,678	846	17,472	879	21,150
2 青森	6	853	254	7,211	260	8,064
3 岩手	20	2,889	594	17,340	614	20,229
4 宮城	32	4,038	690	19,011	722	23,049
5 秋田	4	310	432	15,054	436	15,364
6 山形	8	1,974	1,150	33,359	1,158	35,333
7 福島	34	8,854	1,299	34,496	1,333	43,350
8 茨城	77	11,350	1,012	25,987	1,089	37,337
9 栃木	55	14,561	934	24,306	989	38,867
10 群馬	47	14,680	1,397	31,327	1,444	46,007
11 埼玉	94	17,576	2,688	58,703	2,782	76,279
12 千葉	139	25,580	1,639	38,055	1,778	63,635
13 東京	493	64,101	7,095	120,706	7,588	184,807
14 神奈川	209	57,264	3,182	68,000	3,391	125,264
15 新潟	48	11,249	3,793	78,805	3,841	90,054
16 富山	38	17,179	1,287	30,854	1,325	48,033
17 石川	23	9,985	2,128	40,263	2,151	50,248
18 福井	23	3,747	1,172	20,794	1,195	24,541
19 山梨	30	4,815	627	13,312	657	18,127
20 長野	84	19,146	2,613	55,653	2,697	74,799
21 岐阜	38	10,400	3,043	64,169	3,081	74,569
22 静岡	79	28,457	4,060	89,799	4,139	118,256
23 愛知	231	134,982	9,497	253,980	9,728	388,962
24 三重	48	10,718	1,330	31,253	1,378	41,971
25 滋賀	38	5,738	970	21,115	1,008	26,853
26 京都	40	12,549	2,093	35,700	2,133	48,249
27 大阪	260	38,316	8,037	146,633	8,297	184,949
28 兵庫	145	32,153	3,142	68,633	3,287	100,786
29 奈良	11	2,222	499	10,048	510	12,270
30 和歌山	16	2,483	507	14,284	523	16,767
31 鳥取	1	10	313	7,704	314	7,714
32 島根	3	88	465	11,364	468	11,452
33 岡山	43	17,350	1,733	45,068	1,776	62,418
34 広島	99	30,257	3,000	57,329	3,099	87,586
35 山口	32	8,482	704	26,512	736	34,994
36 徳島	9	1,579	297	6,768	306	8,347
37 香川	13	3,372	479	9,458	492	12,830
38 愛媛	11	1,418	378	7,603	389	9,021
39 高知	7	1,275	266	4,722	273	5,997
40 福岡	69	13,598	1,918	44,371	1,987	57,969
41 佐賀	5	1,032	297	7,769	302	8,801
42 長崎	4	1,682	294	6,580	298	8,262
43 熊本	14	2,433	714	20,991	728	23,424
44 大分	16	1,702	669	14,572	685	16,274
45 宮崎	12	1,127	220	5,862	232	6,989
46 鹿児島	4	1,179	470	10,307	474	11,486
47 沖縄	3	178	56	654	59	832
全 国	2,748	658,609	80,283	1,773,956	83,031	2,432,565

※1 速報値であり、今後変更の可能性がある。

2 休業と教育訓練を同じ事業所で実施した場合、休業と教育訓練ごとにそれぞれ1件としてカウントしている。

3 本集計には出向に係る件数は含んでいない。

4 事業所数は計画の届出があった件数であり、企業数とは必ずしも一致しない。

雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況 (平成20年度及び平成21年度)

	平成20年度		平成21年度	
	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数
4月	63	1,343	61,349	2,534,853
5月	79	2,601	67,192	2,338,991
6月	92	1,774	75,532	2,382,931
7月	96	2,429	83,031	2,432,565
8月	123	3,060	-	-
9月	107	2,970	-	-
10月	140	3,632	-	-
11月	198	8,598	-	-
12月	1,707	138,549	-	-
1月	12,209	879,614	-	-
2月	29,137	1,865,792	-	-
3月	46,558	2,379,069	-	-
計	90,509	5,289,431	287,104	9,689,340

※1 速報値であり、今後変更の可能性がある。

2 平成20年12月分より中小企業緊急雇用安定助成金（平成20年12月1日創設）の休業等実施計画届の受理件数を含む。

3 事業所数は計画の届出があった件数であり、企業数とは必ずしも一致しない。

雇用調整助成金等に係る支給決定状況 (平成20年度及び平成21年度)

	平成20年度			平成21年度				
	事業所数	対象者数	支給額(千円)	事業所数		対象者数		支給額(千円)
					上乗せ分 ※5		上乗せ分 ※5	
4月	43	1,214	34,691	7,739	98	549,562	3,275	14,091,545
5月	52	1,287	30,466	18,744	711	1,142,230	16,290	32,340,768
6月	61	1,532	37,208	34,557	3,452	1,891,406	56,880	54,705,343
7月	56	1,864	44,586	64,355	8,150	2,551,967	124,965	75,592,440
8月	86	2,099	43,819	-	-	-	-	-
9月	75	1,608	41,214	-	-	-	-	-
10月	103	2,409	53,935	-	-	-	-	-
11月	76	1,590	36,834	-	-	-	-	-
12月	83	2,716	49,683	-	-	-	-	-
1月	127	4,150	81,122	-	-	-	-	-
2月	461	21,583	499,907	-	-	-	-	-
3月	3,665	212,129	5,825,942	-	-	-	-	-
計	4,888	254,181	6,779,407	125,395	12,411	6,135,165	201,410	176,730,096

- ※1 速報値であり、今後変更の可能性がある。
 ※2 一事業所において休業と教育訓練を実施した場合には、事業所数、対象者数ともにそれぞれ1件としてカウントしている。
 ※3 出向に係る件数は含まない。
 ※4 平成20年1月分より中小企業緊急雇用安定助成金(平成20年12月1日創設)の支給状況を含む。(中小企業緊急雇用安定助成金の12月は支給実績なし。)
 ※5 解雇等を行わず、助成率の上乗せを申請した事業主に対して支給した件数のうち数である。

港湾運送事業者(六大港)の雇用調整助成金等の活用状況(速報値)

	計画受理件数		支給決定件数	
	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数
平成20年度	111	14,785	9	2,654
平成21年4月	122	15,836	11	2,032
5月	151	15,943	38	6,828
6月	174	17,502	61	8,847
7月	172	17,469	127	15,260
平成21年度	619	66,750	237	32,967
合計	730	81,535	246	35,621

注1 現時点で集計ができるものの速報値であり、今後数値の変動がありうる。

注2 同一事業所が複数回申請している場合は重複計上している。

注3 対象者数には、港湾労働者以外の労働者も含まれている。

※ 港湾労働法適用事業所数 1,027事業所(平成20年12月末時点)

雇用調整助成金について

【目的】

景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

【支給対象事業主】

受給できる事業主は、次のいずれにも該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業の事業主
- ② 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月間又は前年同期に比べ5%以上減少していること。
- ③ それぞれ次のいずれにも該当する休業等（休業（従業員の全一日の休業又は事業所全員一斉若しくは従業員毎の1日未満の休業をいいます。）及び教育訓練）又は出向（3か月以上1年以内の出向をいいます。）を行い、休業手当若しくは賃金を支払い、又は出向労働者の賃金の一部を負担する事業主
 - a 対象期間内（事業主が指定した日から1年間）に実施されるもの
 - b 労使間の協定によるもの
 - c 事前に管轄都道府県労働局又はハローワークに届け出たもの
 - d 雇用保険の被保険者（雇用保険の被保険者としての期間は問いません）を対象とするもの
 - e 休業について、休業手当の支払いが労働基準法第26条に違反していないこと
 - f 教育訓練について、通常行われる教育訓練ではないこと
 - g 出向について、出向労働者の同意を得たものであること

【支給内容】

○ 支給額

休業等（休業及び教育訓練）	出向
<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣が定める方法により算定した休業手当又は賃金相当額（1人1日）×3分の2（※1、※2、※3） ・ 教育訓練は上記に加えて訓練費として、1人1日当たり4,000円を加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出向元事業主が負担した賃金相当額×3分の2（※1、※2、※3）

（※1）1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（平成21年8月1日現在7,685円）が限度となります。なお、出向の場合の1人1日当たりの支給額は雇用保険の基本手当日額の最高額に330/365をかけた額が限度となります。

（※2）以下の要件を満たした場合に雇用調整助成金の助成率を2/3から3/4へ上乗せします。

（休業等）

- ① 判定基礎期間（賃金締切期間）の末日における事業所労働者数（受け入れている派遣労働者を含む。以下同じ。）が、比較期間（初回の計画届提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。
- ② 判定基礎期間（賃金締切期間）とその直前6か月の間に事業所の労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む）をしていないこと。

（出向）

- ① 1支給対象期の末日における事業所労働者数（受け入れている派遣労働者を含む。以下同じ。）が、比較期間（出向実施計画届の提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。
- ② 出向実施計画届の提出日から1支給対象期の末日までの間に業所の労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む）をしていないこと。

（※3）障害者に関する助成率について、雇用調整助成金の助成率を2/3から3/4へ上乗せします。

○ 支給限度日数 3年間で300日

（平成21年8月現在）

中小企業緊急雇用安定助成金について

【目的】

現下の厳しい経済情勢の中でも従業員の雇用維持に努力する中小企業事業主を支援するため、従来の雇用調整助成金を見直し、平成20年12月1日から創設しました。休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

【支給対象事業主】

受給できる事業主は、次のいずれにも該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業の中小企業事業主
- ② 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%減少していること（ただし前期決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可）
- ③ それぞれ次のいずれにも該当する休業等（休業（従業員の全一日の休業又は事業所全員一斉若しくは従業員毎の1日未満の休業をいいます。）及び教育訓練）又は出向（3か月以上1年以内の出向をいいます。）を行い、休業手当若しくは賃金を支払い、又は出向労働者の賃金の一部を負担する事業主
 - a 対象期間内（事業主が指定した日から1年間）に実施されるもの
 - b 労使間の協定によるもの
 - c 事前に管轄都道府県労働局又はハローワークに届け出たもの
 - d 雇用保険の被保険者（雇用保険の被保険者としての期間は問いません）を対象とするもの
 - e 休業について、休業手当の支払いが労働基準法第26条に違反していないこと
 - f 教育訓練について、通常行われる教育訓練ではないこと
 - g 出向について、出向労働者の同意を得たものであること

【支給内容】

○ 支給額

休業等（休業及び教育訓練）	出向
<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣が定める方法により算定した休業手当又は賃金相当額（1人1日）×5分の4（※1、※2、※3） ・ 教育訓練は上記に加えて訓練費として、1人1日当たり 6,000円を加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出向元事業主が負担した賃金相当額×5分の4（※1、※2、※3）

（※1）1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（平成21年8月1日現在 7,685円）が限度となります。なお、出向の場合の1人1日当たりの支給額は、雇用保険の基本手当日額の最高額に330/365をかけた額が限度となります。

（※2）以下の要件を満たした場合に中小企業緊急雇用安定助成金の助成率を4/5から9/10へ上乘せします。

（休業等）

- ① 判定基礎期間（賃金締切期間）の末日における事業所労働者数（受け入れている派遣労働者を含む。以下同じ。）が、比較期間（初回の計画届提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。
- ② 判定基礎期間（賃金締切期間）とその直前6か月の間に事業所の労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む）をしていないこと。

（出向）

- ① 1支給対象期の末日における事業所労働者数（受け入れている派遣労働者を含む。以下同じ。）が、比較期間（出向実施計画届の提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。
- ② 出向実施計画届の提出日から1支給対象期の末日までの間に業所の労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む）をしていないこと。

（※3）障害者に関する助成率について、中小企業緊急雇用安定助成金の助成率を4/5から9/10へ上乘せします。

○ 支給限度日数 3年間で300日

（平成21年8月現在）

残業削減雇用維持奨励金について

【目的】

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、その雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るため、残業時間を削減して雇用の維持等を行う事業主に対して、助成及び援助することを目的としています。

【支給対象事業主】

受給できる事業主は、次のいずれにも該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業の事業主
- ② 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、当該事業所において事業活動の縮小を余儀なくされた事業主
- ③ 売上高又は生産量等の最近3か月間の月平均値がその直前3か月間又は前年同期に比べ5%以上減少している事業所（中小企業の場合は、直近の決算等の経常損益が赤字であれば、5%未満でも可）の事業主
- ④ 残業（所定労働時間外の労働）の削減について、以下の事項について、あらかじめ、労働組合（労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）との間で、書面による協定を締結し、これを踏まえた残業削減に係る計画届を事前に届け出ている事業主
 - a 残業削減を実施する期間
 - b 削減する残業時間
 - c 残業削減の対象となる労働者の範囲
- ⑤ 判定期間（計画届において事業主が指定した1年間の初日から、6か月ごとに区分した期間）における事業所労働者（事業所の雇用保険被保険者及び事業所に役務の提供を行う派遣労働者）1人1月当たりの残業時間が、比較期間（計画届の提出月の前月又は前々月から遡った6か月間）の平均と比して2分の1以上かつ5時間以上削減されている事業主
- ⑥ 判定期間の末日における事業所労働者数が、比較期間の月平均事業所労働者数と比して、5分の4以上である事業主
- ⑦ 計画届の提出日から判定期間の末日までの間に事業所労働者の解雇等※をしていない事業主

※ 解雇等・・・雇用している労働者の解雇の他、有期契約労働者の雇止め、受け入れている派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。

【支給内容】

支給額

支給額（年額）	有期契約労働者（1人当たり：上限100人）	派遣労働者（1人当たり：上限100人）
中小企業	30万円	45万円
大企業	20万円	30万円

（平成21年4月現在）

平成21年6月26日(金)14:00解禁

平成21年6月26日(金)

職業安定局雇用開発課

(担当) 課長 水野 知親

課長補佐 横田 喜美子

(代表) 表) 03(5253)1111(内線5694)

(夜間直通) 03(3502)1718

雇用調整助成金等における新型インフルエンザの発生及び 感染拡大に伴う特例の創設について

【概要】

今般の新型インフルエンザへの対応の緊急性を踏まえ、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金(以下「雇調金等」という。)の支給要件を緩和するとともに、国内発生が確認された平成21年5月16日まで遡って支給申請をすることができるよう、以下のとおり特例措置を設ける。

1 対象事業所

計画届とともに「新型インフルエンザ対応事業所の事業活動の状況に関する申出書(別紙1)」を都道府県労働局長に提出し、新型インフルエンザの影響による需要(客数、受注量等)の減少を理由に休業等を行う事業所を対象とする。

2 特例措置

(1) 生産量要件の緩和

雇調金等の支給要領上「生産指標の直近3か月間の月平均値がその直前の3か月又は前年同期に比べ5%以上減少している事業所の事業主」としている生産量要件の「3か月」を「1か月」に緩和する。

(2) 遡及適用

平成21年7月31日までに初回の計画届を提出し、雇用を維持している事業主については、対象期間を5月16日まで遡れることとし、計画届提出日以前の休業等については、当該休業等が労働組合等の合意に基づき実施されたことを示す書類(例「新型インフルエンザの影響による需要の減少を理由とした休業合意書(別紙2)」)を併せて提出することにより、事前に計画届が提出され、労働組合等の合意に基づき実施されたものとみなす。